

香春町

学校給食用物資納入の手引き

令和7年4月

香春町教育委員会
(学校給食センター)

はじめに

1 趣旨

この手引きは、令和7年4月から香春町学校給食センター（以下「給食センター」といいます。）へ、学校給食用物資を納入していただくために必要な手続き等を示しているものです。

手続きをしていない場合には、学校給食用物資を納入していただくことができませんので、ご確認をお願いします。

2 対象契約

この手引きにおける契約の対象となるのは、学校給食に関する給食用物資の納入のみです。対象となる学校給食用物資については次のとおりです。

- (1) 生鮮野菜等生鮮野菜、生鮮果物など
- (2) 一般物資肉類、魚介類、調味料、加工食品など

3 給食センター運営状況

所在地	香春町大字高野1433番地1
給食実施食数	約840食
給食実施回数	年188回以内
給食の方針	・安全安心で美味しい給食の提供 ・旬の食材及び地元食材の使用

納入業者の登録手続きについて

1 香春町教育委員会への納入業者登録

学校給食用物資を納入するためには、次の「2 登録の資格要件」をすべて満たしたうえで、学校給食用物資納入登録申請を行い、学校給食用物資納入登録業者として事前に香春町教育委員会に登録されていることが必要です。

この登録は、一般的契約における業者登録とは別の手続きとなりますので、学校給食用物資を納入するためには必ずこの登録をしてください。

2 登録の資格要件

(1) 立地条件

ア 香春町内又は福岡県内に本店、支店若しくは営業所を有すること。

(2) 営業状況

ア 給食センターとの取引に適した常時営業が行われていること。

イ 工場, 店舗, 販売所等固定した営業施設を有し, 電話, FAX, メール等の通信設備を有していること。

ウ 仲介業でないこと。

エ 破産者で復権を得ないものでないこと。

(3) 信用状況

ア 経営状況が确实良好で, 学校給食を理解し, 協力的であること。

イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ 引き続き2年以上その営業を継続していること。

エ 納税義務が履行されていること。

(4) 衛生状況

ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を要する者にあつては, 当該許可を得ていること。

イ 営業施設及び納入しようとする学校給食用物資の衛生管理及び従業員に対する健康管理が十分に行われていること。

ウ 製造加工業者については, 材料倉庫・物品置き場・冷蔵設備, その他衛生上必要な設備を有していること。

エ 過度な加工を避け, 不必要な食品添加物が添加された食品, 又は内容表示, 消費期限及び賞味期限並びに製造業者, 販売業者等の名称及び所在地, 使用原材料及び保存方法が明らかでない食品は使用しないこと。

(5) 供給体制

ア 物資について, 良質, 廉価, 規格等学校給食の趣旨を理解し, 誠実な納入ができること。

イ 衛生的で温度管理等の適正な輸送並びに給食センターが指定する日時, 場所及び必要量の确实な納入ができる体制が整備されていること。

ウ 地産地消を推進するため, 田川地区産・県内産を優先すること。

エ 納入物資に不良品があるときは, 直ちにその交換又は補充ができること。

オ 不測の事態において, 誠実かつ迅速に対応できること。

(6) その他

ア 香春町暴力団排除条例(平成22年香春町条例第2号)に規定する暴力団, 暴力団員等及び暴力団員密接関係者に該当しないこと。

イ 随時の立ち入り検査等については, 速やかに応じることができること。

3 申請書の交付

香春町ホームページから, 本手引きと申請書がダウンロードできます。ダウンロードができない場合, 給食センターでも配布しています。

4 申請書の受付

(1) 受付期間

- ① 新年度学校給食用物資を納入希望の場合
12月24日まで(土日、祝日の場合はその前日)
- ② その他の場合
随時受け付けます。ただし、申請時期により学校給食用物資の納入が可能となる日が異なります。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで(土日、祝日を除く)

5 申請方法

次の(1)から(3)について、上記受付場所へ持参又は郵送の方法により提出してください。内容を確認のうえ、提出書類に不備がなければ申請書を受理します。

- (1) 香春町学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)
- (2) 営業上必要とする食品衛生関係の法令に基づく許可、認定等を証する書類の写し(営業上許可、認定等が必要な場合に限りです。)
- (3) 営業概要書(任意様式)※パンフレット類があれば可
- (4) 香春町学校給食用物資納入業者の登録申請に関するチェックリスト
- (5) その他教育委員会が必要と認めたもの

6 調査

5の申請があった場合において、香春町教育委員会が、必要があると認めるときは、事業所または営業所に立入調査を行わせていただく場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。

7 資格審査及び登録

5の申請書を受理した後、香春町学校給食用物資納入業者選定委員会が登録の適否を審査し、その結果を通知します。登録することを認めた場合は学校給食用物資納入業者名簿に登録します。

登録通知書の交付を受けた事業者は、速やかに誓約書を教育委員会に提出してください。

なお、審査にあたっては、地元中小業者の育成の観点から地元業者を優先する場合があります。

※名簿登録をもって、定期的な物資納入の発注を確約するものではありません。

8 登録の有効期間

4月1日より翌年の3月31日までです。

ただし、年度途中で登録した場合の有効期間は、登録日から当該登録日の属する年度の最終日までとなります。

9 登録の取消し

名簿に登録された後に次のいずれかの理由に該当するときは、登録を取り消すことがあり、その場合は通知します。なお、取消を受けた場合は、取消日の翌日から起算して1年を経過した後でなければ、再び登録の申請をすることができません。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 2に規定する登録の資格要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、教育委員会が不相当と認めるとき。

10 その他

- (1) 申請にあたり、名簿に登録された場合は、給食センターがそれを公表することについて同意したうえで行ってください。なお、公表する項目は事業者の商号又は名称、所在地、代表者氏名及び主な納入品目です。
- (2) 登録事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに給食センターに届け出てください。

学校給食用物資納入契約の締結について

納入業者の登録をされた事業者は、その目的、履行期限、契約違反の場合における保証その他必要事項を記載した調達業務に係る契約書により契約を締結します。

なお、この契約は、実際に給食用物資を納入するか否かに関わらず、名簿に登録のある全ての事業者が対象となります。



〒822-1403

香春町大字高野1433番地1

香春町教育委員会 香春町学校給食センター

(学校教育課給食センター係)

TEL 0947-32-3304

FAX 0947-32-3386

Mail kyusyoku-center@town.kawara.fukuoka.jp